

基労補発第1212001号

平成15年12月12日

都道府県労働局労働基準部

労 災 補 償 課 長 殿

厚生労働省労働基準局

労災補償部補償課長

脳・心臓疾患及び精神障害等事案に係る処理経過簿の様式の電子化等について

脳・心臓疾患及び精神障害等事案に係る処理経過簿の作成については、昭和62年11月26日付け補償課長事務連絡第30号「記の1」及び平成12年3月24日付け補償課長事務連絡第3号「記の第2の3」により、指示しているところである。

今般、事務簡素化の観点から、その処理経過簿の様式を改正し、処理経過等の把握及び業種、職種等の統計機能を備えた電子化様式を作成、配付することとしたので、今後の処理経過簿の作成等に当たっては、脳・心臓疾患事案については別添1、精神障害等事案については別添2、3により処理することとされたい。

なお、当該様式により、毎年、年度末に依頼していた「脳血管疾患及び虚血性心疾患の処理経過簿」及び「精神障害等事案の処理経過簿」の報告は、不要となることを申し添える。

脳血管疾患及び虚血性心疾患等の処理経過簿

No.	局	署	労働者氏名 生年月日 性別	発症年月日 発症時 請求時の生死	事業場名 労働保険番号 (標準業種) (標準職種)		処理経過 (年月日)					認定要件	評価期間 平均時間外 労働時間	疾患名(請求時) 脳・虚血疾患区分(請求時) 疾患名(決定時) 標準疾患名(決定時)	審査請求	裁量労働制 適用有無	処理期間 未処理状況	備考
					請求年月日 及び内容	速報受付	局署協議 【初回/最	本省協議	決定年月日	処分結果								
00001				歳		号							ヶ月				日	
00002				歳		号							ヶ月				日	
00003				歳		号							ヶ月				日	
00004				歳		号							ヶ月				日	
00005				歳		号							ヶ月				日	

(注) 1 処理状況の局署協議は、初回及び最終協議の2回を記入すること。
 2 疾患名は、請求時と処分決定時における疾患名がことなることがあるので、ともに記入すること。

精神障害等の処理経過簿

No.	局	署	労働者氏名 生年月日 性別	精神障害・自殺 (未遂を含む)別 発病(自殺)時年齢	事業場名 労働保険番号 (標準業種) (標準職種)		処理経過(年月日)						疾患名(請求時) 疾患名(決定時) 標準疾患名(決定時)	審査請求	被疑労働制 適用有無	処理期間 未処理状況	備考	
							請求年月日 及び内容	進報受付	局署協議 【初回/位】	部会合議	本省協議	決定年月日						処分結果
1				歳			号											日
2				歳			号											日
3				歳			号											日
4				歳			号											日
5				歳			号											日

(注)1 処理状況の局署協議は、初回及び最終協議の2回を記入すること。
2 疾患名は、請求時と処分決定時における疾患名がことなることがあるので、ともに記入すること。

精神障害等の処理経過簿（6ヶ月を超える療養中に発病したもの）

No.	局	署	労働者氏名 生年月日 性別	精神障害・自殺 (未遂を含む)別 発病(自殺)時年齢	事業場名 労働保険番号 業種・職種 (標準業種)・ (標準職種)	業務上の 傷病名	処理経過(年月日)						疾患名(請求時) 疾患名(決定時) 標準疾患名(決定時)	審査請求	裁量労働制 適用有無	処理期間 未処理状況	備考
							請求年月日 及び内容	通報受付	局署協議 【初回/最終】	部会合議	本省協議	決定年月日					
00001							号										
				歳								号					
00002							号										
				歳								号					
00003							号										
				歳								号					
00004							号										
				歳								号					
00005							号										
				歳								号					

(注)1 処理状況の局署協議は、初回及び最終協議の2回を記入すること。
2 疾患名は、請求時と処分決定時における疾患名が異なることがあるので、ともに記入すること。